

# 東北大学大学院工学研究科創造工学センター利用規則

制定 平成14年9月27日

改訂 平成19年8月30日

改訂 平成22年7月30日

## (趣旨)

第1条 この規則は、東北大学工学研究科創造工学センター（以下「センター」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (利用できる室とその設備・機器)

第2条 センターにおいて利用することができる室とその設備・機器は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 工作室 工作機械・器具
- (2) 創作室 テレビ会議システム、作業台等
- (3) 化学実験室 実験機器・器具
- (4) 材料調整室 実験機器・器具
- (5) デジタル造形室 造形機器一式
- (6) デジタルアトリエ CG 機器一式
- (7) VLSI 設計システム室 VLSI 設計機器一式
- (8) 情報処理室 PC・プリンタ・スキャナー
- (9) 展示室

## (利用資格者)

第3条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工学部・工学研究科の学生及び教職員
- (2) 工学部の教員が担当する全学教育科目「基礎ゼミ」を受講する工学部以外の学生
- (3) その他センター長が認めた者

## (利用日及び利用時間)

第4条 センターの利用日及び利用時間は、平日 8:30～19:00 とする。

ただし、平日以外の利用日及び利用時間の延長についてセンター長に申請したものについては、利用状況管理上の事由を勘案し、これを認めることがある。

## (利用の申請)

第5条 センターを利用しようとする場合は、あらかじめ、センター長に申し出て、その許可を得なければならない。

2 前項の申請手続については、別に定める。

## (利用の許可)

第6条 センター長は、前条の利用の申請があった場合は、利用内容等を審査の上、これを許可する。この場合においては、次の第1号から第6号の順の優先順位を勘案するものとする。

- (1) 創造工学研修及び基礎ゼミ
- (2) 創造工学センター主催の講習会
- (3) 学生及び教職員の自主的創作活動
- (4) 地域社会へのサービス行事及び学外への広報活動
- (5) 専門科目中の共通科目的な実験・演習
- (6) その他

## (許可の要件等)

第7条 学生がセンターを利用する場合は、学生教育研究災害傷害保険への加入とともに、次に掲げる室ごとに、右に掲げる要件を満たしていなければならない。ただし、教職員の引率の下に利用する場合には、学生教育研究災害傷害保険の加入を除いては、この限りでない。

- (1) 工作室 センター主催の「安全講習会」及び「工作機器使用講習会」受講によるライセンスの取得

- (2) 化学実験室 原則として、教職員の引率の下での利用
- (3) 材料調整室 センター主催の「材料調整室機器使用講習会」受講によるライセンスの取得
- (4) デジタル造形室 センター主催の「デジタル造形機器使用講習会」受講によるライセンスの取得
- (5) デジタルアトリエ 3DCG 及びノンリニアビデオ編集を用いるプロジェクト利用
- (6) VLSI 設計システム室 センター主催の「VLSI 設計システム講習会」受講によるライセンス取得者によるプロジェクトでの利用
- (7) 情報処理室 所定の PC アカウントの取得

2 教職員がセンターを利用する場合は、前項に規定するセンター主催の講習会の受講によるライセンスの取得等、又はセンター長がこれと同等以上の知識・技能を有するものと認めたものとする。

(カードキーの登録)

第8条 第6条の許可を受けた者が教職員又は工学部及び工学研究科の学生の場合に許可を受けた時間帯に直接入退室できるカードキーの登録をすることがある。

2 カードキーの登録の手続は、別に定める。

(安全等に対する心得)

第9条 センターを利用する学生及び教職員は、不慮の事故等が生じないように、自ら常に、安全に配慮しなければならない。

2 学生を引率する教職員は、学生がセンターの室とその設備・機器を使用するに当たっては、適切な指導・助言を行うよう努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、センターの利用の心得は、別に定める。

(事故等の措置)

第10条 不慮の事故等が生じた場合は、工学研究科・工学部「安全マニュアル」に従い、速やかに必要な措置を採るものとする。

(利用の制限)

第11条 センター長は、この規則に反した者又は利用の指示に従わなかった者に対し、利用を禁止し、又は制限することができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの利用に関し必要な事項は、センターの運営委員会の議を経て、センター長が定める。

附 則

この規則は、平成14年9月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年8月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月30日から施行する。

## 東北大学大学院工学研究科創造工学センター利用規則細則

改訂 平成22年7月30日

(趣旨)

第1条 この細則は、東北大学大学院工学研究科創造工学センター利用規則(平成14年9月27日制定)第5条第2項、第8条第2項及び第12条の規定に基づき、センターの利用申請手続、カードキー登録手続その他必要な事項について定めるものとする。

(利用申請手続等)

第2条 センターの利用申請は、センターWEB ページ(URL: <http://www.ip.eng.tohoku.ac.jp/>) によって行うか、又はセ

ンタースタッフルームにおいて行うものとする。なお、センターWEB ページで申請する場合は、ドメイン名が「\*@\*.tohoku.ac.jp」のメールアドレスを用いることが望ましい。

2 利用申請は、次に掲げる事項を記載し行うものとする。

(1) 利用者の所属・職・氏名、連絡先電話番号及び電子メールアドレス

なお、利用者が学生の場合は、学籍番号も記載する。

(2) 利用目的

(3) 利用日時

(4) 利用室名及び利用設備・機器名

(5) その他希望事項等

3 「創造工学研修」及び「基礎ゼミ」の実習テーマ若しくは他の実習・演習を中心とした授業で定期的に利用する場合は、授業を計画する段階で利用申請するものとする。

(情報処理室の利用)

第3条 情報処理室については、所定のPCアカウントを取得したものにあっては、利用予約がない時間帯に限り、自由に使用することができる。

(利用許可の確認)

第4条 利用を許可したものは、センターWEB ページ(URL: <http://www.ip.eng.tohoku.ac.jp/resv/>)に掲載し、許可の確認ができるようにする。ただし、アクセスは、学内からのみ可能とする。

(カードキーの登録)

第5条 利用を許可された者(教職員並びに工学部及び工学研究科の学生に限る。)でカードキーの登録を希望するものは、センタースタッフルームに身分証明書又は学生証を持参し、所定の登録書に次に掲げる事項を記載し、登録するものとする。

(1) 許可された利用者の所属・職・氏名

(2) 身分証明書コード番号(教職員の場合)

(3) 学生証コード番号(学生の場合)

(4) 利用日時

(5) 利用室

(6) センター及び利用する室への入口

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、センター長が定める。

附 則 この細則は、平成14年9月27日から施行する。

附 則 この細則は、平成22年7月30日から施行する。